平成２８年（フ）第１０３号
青森県弘前市大字城南１丁目30番地10　コーポ城南６号
債務者　今　　珠紀
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第４４１号
神奈川県小田原市飯田岡502番地　石田アパート
債務者　下澤みつ子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４４４号
神奈川県小田原市久野1696番地の５、前住所神奈川県小田原市中里164番地　南中里ハイツ西
債務者　二見　洋治
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４４５号
神奈川県小田原市久野1696番地の５、前住所神奈川県小田原市中里164番地　南中里ハイツ西
債務者　二見　裕子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８７９号
埼玉県川口市本町３丁目10番７－403号　第７藤島マンション
債務者　遠山　和幸
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９０５号
さいたま市西区三橋６丁目1701番地25　レジデンス大宮101
債務者　菅原東望子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９１１号
埼玉県桶川市神明１丁目１番11号　神明ハイツ203号
債務者　高橋　知代（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９２７号
埼玉県川口市大字西立野1092番地の９　ラデヴィーナ戸塚安行２Ｂ
債務者　宮田　和幸
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９９９号
埼玉県川口市上青木２丁目41番３号
債務者　宇佐美範勝
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１３号
埼玉県朝霞市幸町２丁目14番22号　コーポイトウ２Ｆ
債務者　加藤　由美
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
新潟県柏崎市西山町鎌田589番地
債務者　古川　イルダ　モンテラこと　フルカワ　イルダ　モンテラ
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
新潟県長岡市草生津２丁目２番25号　島峰アパート11号室
債務者　金子　安夫
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
新潟県柏崎市北園町１番12―402号　県営北園町住宅Ｂ号棟
債務者　吉田　隆明
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
北海道網走市南５条西３丁目12番地　コーポシオン409
債務者　西内　直哉
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第２８７号
神奈川県座間市さがみ野１丁目６番８―209号　サン・コーポラス座間
債務者　臼杵登志雄
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２９５号
相模原市中央区上溝2438番地４　シェトワⅡ101号
債務者　福沢　美乃（旧姓重松）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部